

刑事訴訟法「改正」法案の成立に抗議する声明

- 1 被害者参加制度の新設を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が、6月20日、参議院本会議にて可決され、成立した。被害者参加制度は、刑事裁判の当事者主義的訴訟構造を大きく変容するなど、刑事訴訟のあり方に重大な変化をもたらすものである。にもかかわらず、法制審議会では、諮問を受けてから答申までわずか5カ月間、8回の部会が開催されたにとどまり、国会でも、衆議院で趣旨説明があつてから1カ月あまりで成立するなど、およそ十分な審議がなされたとはいえない状況であつた。かような拙速審議によって、このような重要な法律が成立させられたことは、きわめて遺憾であり、抗議せざるを得ない。
- 2 本法案によれば、犯罪被害者等は、法廷の中に入って当事者席に座り、情状に関する証人尋問や、被告人質問をすることができ、検察官の論告求刑とは別に、事実認定及び量刑についての意見を述べるようになる。しかし、このような制度設計によって、犯罪被害者が被告人及び弁護人と対立する当事者として登場することにより、検察官が主張する公訴事実の存否と法の適用について、対立当事者である被告人及び弁護人がチェックし、手続の適正を確保するという刑事裁判の当事者主義的訴訟構造の役割をあいまいにするものである。犯罪被害者等が法廷で被告人と対峙することになれば、報復の連鎖を産むことになりかねず、刑罰権を国家が独占するとした近代刑事政策の根本をゆるがしかねない。また、被告人が事件性や犯人性を争い、無罪を主張しているときであっても、「被害者」が法廷に登場し、被告人質問や意見陳述を行うことが可能となり、無罪推定原則を根底から掘り崩すことになる。さらに、公訴事実の範囲内とはいえ、犯意の生じた時期・程度、共謀の有無・時期などの事実や、正当防衛・責任能力などの違法性阻却事由や責任阻却事由の存否等について、検察官と犯罪被害者等とで異なる事実の主張や被告人質問が可能となり、防御の対象を不明確にするおそれがあつて、被告人の防御権を著しく損ねることになる。
- 3 これらの問題点については、私たち自由法曹団や弁護士会が繰り返し指摘してきたところであつたが、国会審議を通じて、十分な解明や改善がなされたとはいえない。衆議院での修正によって、施行後3年を経過した段階で見直しをすることとなった（附則9条）が、上記のような根本的な問題点については、施行に先立って、見直しがなされなければならない。

自由法曹団は、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図る必要性については否定するものではないが、憲法上保障された刑事被告人の防御権・弁護権が後退することは許されないものとする。私たちは、今後とも、被疑者・被告人の人権を守るため奮闘する決意である。

2007年6月22日

自由法曹団 団長 松井 繁明